

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 7 年 8 月 9 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）に係る大田区選挙管理委員会に対する経費支出は、違法行為を伴う選挙事務に対する支出であるから、違法・不当であるとして、当該経費の支出の停止又は返還を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件選挙の執行費用に係る都の支出は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 9 号）第 1 8 条第 1 項に基づくものであるから、請求人は、同法に基づく支出の違法（同法に基づく支出は、羈束的行為であるから、不当性の問題は観念し得ない。）を基礎づける客観的な事由の疎明を行う必要があるが、請求人は、それとは関連性がない大田区選挙管理委員会の行った公職選挙法に抵触する行為を主張し

ているにとどまる。そうすると、本件請求は、本件選挙の執行費用に係る都の支出の違法性について具体的かつ客観的に摘示したものと認められない。

加えて、本件選挙の執行費用に係る都の支出によって、都に損害が発生し、又は発生するおそれがあるかについては、以下のとおりである。

住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであることから、法第242条第1項の損害とは、財務会計行為の性格やその財源の性格から、当該普通地方公共団体の固有財産に生じた損害でなければならないと解される。

本件選挙の執行経費は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第263条、地方財政法（昭和23年法律第109号）第10条の4、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第18条によって、国庫の負担とされており、普通地方公共団体には負担義務がなく、手続的には、都は、国から区市町村に要する経費として交付を受けた額について、区市町村に交付することとされている。

このことからすると、本件選挙の執行経費は、全て国の交付金によって賄われ、都の固有の収入から支出されたものではないから、当該経費に係る都の支出に関して、仮に請求人が主張するような大田区の違法行為によって何らかの損害が発生したとしても、その損害を被るのは国であって、都の固有財産に損害が生じるとはいえない。したがって、本件選挙の執行経費に係る都の支出について、都に損害が発生し、又は発生するおそれがあるとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。